

入札説明書等配布一覧表

物品等の名称 [A重油（日本工業規格 K 2 2 0 5 1 種 2 号）]

No.	名 称	部数等
1	入札説明書	1 部
2	一般競争入札参加資格確認申請書	1 葉
3	入札書	1 葉
4	委任状	1 葉
5	仕様書	1 葉

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山 形 県 立 山 形 聾 学 校

入 札 説 明 書

A重油の調達にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則(昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

〒990-2314

山形市大字谷柏 20 番地

山形県立山形聾学校 事務室 電話番号 023-688-2320

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）
- (3) 上記（2）の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF 形式で送付すること。
- (4) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の審査は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 8 年 10 月 23 日（金）までに通知する。

5 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみな

す。

6 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第8号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める（書留郵便に限る）。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年10月28日（水）午後4時30分までに担当部局等に必着とし、当該日時まで到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第9号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

8 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退したものは、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

10 落札者の決定方法

- (1) 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された公告 2 の (1) の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

11 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、規則の規定による物件購入契約約款（昭和 39 年 8 月県告示第 707 号。）による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

令和 年 月 日

山形県立山形聾学校長 殿

住所又は所在地
氏名 又は 名称
代 表 者 氏 名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記の物品の調達等に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達物品等の入札公告日及び名称
（１）入札公告日 令和 8 年 10 月 1 日
（２）物品等の名称 A重油（日本工業規格 K 2 2 0 5 1 種 2 号）

※ 登録番号	※ 確認印

※申請者は記入しないでください。

入札書	
令和 年 月 日	
山形県立山形聾学校長 殿	
入札者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者名 ⑩	
〔 代理人氏名 ⑩ 〕	
山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。	
記	
入札金額 (1 リットルあたり)	¥
入札保証金額	免除
品名及び規格	A 重油 (日本工業規格 K 2 2 0 5 1 種 2 号)
予定数量	4 5, 0 0 0 リットル
納入場所 又は引渡場所	山形県立山形聾学校の指定する場所
納入期間 又は引渡期間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
摘要	代金の支払は、1 か月毎の精算払いとする。

※ 1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
(代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。)

※ 2 代理人が入札する場合は、※ 1 の記載に加え、〔 〕 欄に記名・押印のうえ入札すること。

委 任 状

令和 年 月 日

山形県立山形聾学校長 殿

住所又は所在地
氏名 又は 名称
代 表 者 氏 名

私は、 を代理人と定め、下記の権限を
(使用印鑑)

委任します。

記

1 A重油（日本工業規格 K2205 1 種 2 号）の入札並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

仕 様 書

規格	A重油 日本工業規格 K 2 2 0 5 重油に規定するものの内1種2号に限る
購入予定数量	4 5, 0 0 0 リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではない。
支払方法	代金の支払は1か月毎の精算払とし、納入者は、月の初日から末日まで給油した量を取りまとめ山形県立山形聾学校長あて月毎に請求する。 山形聾学校長は、請求書受理日から 30 日以内に指定の口座に請求金額を支払う。
その他	・ 大型ローリー車による地下タンクへの給油が可能であること。 ・ 配達の間は原則午前7時までとする。 ・ A重油注文後3営業日以内に納品可能な体制をとれること。 ・ 市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記基準により協議を行うことができるものとする。 ① 変更契約について協議を行う基準 前回契約価格決定時の指標価格（山形県会計局会計課契約の燃料油類価格：A重油）と現行の指標価格に消費税別2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申出を行うことができる。 ② 変更契約時の価格の算定 ・ 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第3位を四捨五入するものとする。 ・ 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。 ③ 変更契約を行う日 申し出を受理した日の翌月1日とする。 ④ 上記①から③によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。